

## 告 示

### 埼玉県告示第三百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第七百七十七号で告示した春日部都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十八年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 施行者の名称

春日部市

#### 二 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画下水道事業春日部公共下水道

#### 三 事業施行期間

昭和五十年十二月二十六日から

平成三十三年三月三十一日まで

#### 四 変更に係る事業地

イ 汚水

##### (1) 収用の部分

変更なし

##### (2) 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第七百七十七号、昭和五十四年埼玉県告示第千六百四十一号、昭和五十七年埼玉県告示第四百二十六号、昭和五十九年埼玉県告示第四百八十四号、昭和五十九年埼玉県告示第千五百四十号、昭和六十年埼玉県告示第千七百十四号、昭和六十三年埼玉県告示第七百八十三号、平成二年埼玉県告示第千三十号、平成三年埼玉県告示第四百八十五号、平成五年埼玉県告示第二百四十八号、平成八年埼玉県告示第千八百七号、平成九年埼玉県告示第三百九号、平成九年埼玉県告示第千三百四十七号、平成九年埼玉県告示千四百六十七号、平成十年埼玉県告示第千六百九十四号、平成十三年埼玉県告示第五十二号、平成十五年埼玉県告示第七百二十五号、平成十五年埼玉県告示第七百四十三号、平成十九年埼玉県告示第三百七十一号、平成二十三年埼玉県告示第四百七号の事業地のうち春日部市西金野井及び新宿新田地内において事業地を変更する。

ロ 雨水

##### (1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分  
変更なし